

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和5年7月12日

水曜日

号外

目次

告示

○富山県資源管理方針の変更の公表

1

告示

富山県告示第300号

富山県資源管理方針の変更の公表について

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定に基づく富山県資源管理方針の一部を令和5年6月19日付けで以下の通り変更したので、同条第6項の規定により公表する。

令和5年7月12日

富山県知事 新田 八朗

第1を次のように改める。

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、令和2年の生産量で2.6万トン、生産額で115億円にのぼる。

また、漁業就業者数は、平成30年で1,216人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

第8を次のように改める。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源課管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-7 ずわいがに日本海系群A海域」までに、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙3-1 まだい日本海」から「別紙3-15 しいら日本海」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙1-7 ずわいがに日本海系群A海域)の第4の次に次の(別紙3-1 まだい日本海)、(別紙3-2 べにずわいがに日本海系群)、(別紙3-3 ひらめ日本海北部系群)、(別紙3-4 ぶり)、(別紙3-5 さわら日本海・東シナ海系群)、(別紙3-6 かたくちいわし対馬暖流系群)、(別紙3-7 あかむつ日本海)、(別紙3-8 うまづらはぎ日本海・東シナ海系群)、(別紙3-9 ほっこくあかえび日本海系群)、(別紙3-10 ばい類富山県周辺海域)、(別紙3-11 しらえび日本海北部)、(別紙3-12 ほたるいか日本海)、(別紙3-13 そうだかつお類 富山県周辺海域)、(別紙3-14 あかかます富山県周辺海域)及び(別紙3-15 しいら日本海)を加える。

(別紙3-1 まだい日本海)

第1 水産資源

まだい日本海

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を令和15年までに、中位以上(※)に維持する。なお、MSY(最大持続生産量)ベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び

取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-2 ベにずわいがに日本海系群)

第1 水産資源

ベにずわいがに日本海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における知事許可水域の資源量指標値を令和15年までに、目標管理基準値案以上で維持することとする。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-3 ひらめ日本海北部系群)

第1 水産資源

ひらめ日本海北部系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を令和15年までに、提案された目標管理基

準値案に回復させることを目指す。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-4 ぶり)

第1 水産資源

ぶり

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を令和15年までに、提案された目標管理基準値案に回復させることを目指す。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-5 さわら日本海・東シナ海系群)

第1 水産資源

さわら日本海・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を令和15年までに、提案された目標管理基準値案に回復させることを目指す。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-6 かたくちいわし対馬暖流系群)

第1 水産資源

かたくちいわし対馬暖流系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を令和15年までに、提案された目標管理基準値案に回復させることを目指す。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-7 あかむつ日本海)

第1 水産資源

あかむつ日本海

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される高位(※)の資源水準を維持する。なお、MSY(最大持続生産量)ベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-8 うまづらはぎ日本海・東シナ海系群)

第1 水産資源

うまづらはぎ日本海・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を令和15年までに、中位（※）以上に回復させることを目指す。なお、MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-9 ほっこくあかえび日本海系群)

第1 水産資源

ほっこくあかえび日本海系群（あまえび）

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される高位（※）の資源水準を維持する。なお、MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び

取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-10 ばい類富山県周辺海域)

第1 水産資源

ばい類富山県周辺海域（つばい、おおえっちゅうばい、かがばい及びちぢみえぞぼら）

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を平成25年～令和4年の平均値（114トン）の上下それぞれ20%の範囲（91～137トン）で維持することを目指す。なお、この資源管理の方向性は、国の資源評価で資源水準が定められるまでの間に用いることとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-11 しらえび日本海北部)

第1 水産資源

しらえび日本海北部（しろえび）

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される高位（※）の資源水準を維持する。なお、MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標値を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

（別紙3-12 ほたるいか日本海）

第1 水産資源

ほたるいか日本海

第2 資源管理の方向性

漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、平成10年～令和4年の年間漁獲量のうち、上位の4分の1（2,207トン）を超える漁獲量を高位、下位の4分の1（1,284トン）を下回る漁獲量を低位、その中間（1,284～2,207トン）を中位とし、中位以上の漁獲量を維持することを目指す。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向

上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-13 そうだかつお類富山県周辺海域)

第1 水産資源

そうだかつお類富山県周辺海域 (まるそうだ及びひらそうだ)

第2 資源管理の方向性

漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、平成10年～令和4年の年間漁獲量のうち、上位の4分の1 (2,908トン) を超える漁獲量を高位、下位の4分の1 (755トン) を下回る漁獲量を低位、その中間 (755～2,908トン) を中位とし、中位以上の漁獲量を維持することを目指す。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-14 あかかます富山県周辺海域)

第1 水産資源

あかかます富山県周辺海域

第2 資源管理の方向性

漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、平成10年～令和4年の年間漁獲量のうち、上位の4分の1 (683トン) を超える漁獲量を高位、下位の4分の1 (413トン) を下回る漁獲量を低位、その中間 (413～683トン) を中位とし、

中位以上の漁獲量を維持することを目指す。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-15 しいら日本海)

第1 水産資源

しいら日本海

第2 資源管理の方向性

漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、平成10年～令和4年の年間漁獲量のうち、上位の4分の1（685トン）を超える漁獲量を高位、下位の4分の1（310トン）を下回る漁獲量を低位、その中間（310～685トン）を中位とし、中位以上の漁獲量を維持することを目指す。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

※わが国周辺の水産資源の評価

<https://abchan.fra.go.jp/hyouka/>